

交通事故

悩まないで、 まず相談！

示談の仕方は？

どんな賠償請求が
できるの？

損害保険会社
との交渉は？

損害賠償額は
どれくらい？

過失相殺とは
どういうこと？

まずはお電話を... 017-734-9235

青森県交通事故相談所

青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階

突然、交通事故に遭うと、何をどうしたらよいのか、戸惑うのは当然です。
交通事故でお困りの方は、お気軽に県の交通事故相談所へご相談ください。



青森県交通事故相談所

- ▶ 相談は、無料です。
- ▶ 個人の秘密は厳守します。
- ▶ 面接相談のほか、電話での相談にも対応します。
- ▶ 相談される方は、次のことをあらかじめ確認して来所されると、相談が進めやすくなります。
 - ① 事故の日時・場所
 - ② 事故の状況
 - ③ けがの程度と入通院の状況
 - ④ 被害者・加害者の住所、氏名、年齢、職業
 - ⑤ 自動車の持ち主と自賠責保険及び任意保険の会社名
 - ⑥ 交通事故証明書（写し）
 - ⑦ 事故に関する通知文書など相談の参考になるもの

	相談場所	電話	相談日	相談時間
常設相談	〒030-8570 青森市長島 1-1-1 青森県庁 北棟 1階 青森県交通事故相談所	017-734- 9235 (FAX兼用)	月曜日 ～金曜日 (祝祭日及び 12月29日～ 1月3日除く)	9:00～16:00 面接相談は、 事前に電話予約 してください。
移動相談	○ 弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市へ相談員が 出向いて移動相談を実施しています。 (弘前市は弘前市市民生活センター、他の4市は市役所で実施) ○ 事前に交通事故相談所へ電話予約してください。			